

特別児童扶養手当

◇特別児童扶養手当とは

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

◇支給対象者

日本国内に住所があり、精神または身体に障がいを有する児童を監護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している保護者に支給されます。

※ 所得による制限があります。

◇手当の支給月

毎年4月、8月、11月に、それぞれの前月分（11月期については8月分から11月分）までが、指定された口座に振り込まれます。

※ 原則として、申請月の翌月分から支給されます。

◇手当の月額

月額（1人につき）

重度障がい児（1級）	52,500円
中度障がい児（2級）	34,970円

◇手当を受ける手続きについて

申請の用紙は住民課の窓口にありますので、お問い合わせください。添付書類については診断書が必要です。なお、次の方は診断書を省略できる場合がありますので、お尋ねください。

- ・療育手帳（A判定）または判定書（重度以上）をお持ちの方
- ・身体障害者手帳（視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく・平衡機能・肢体不自由）をお持ちの方

◇所得状況届

手当を受けている方は毎年8月中に所得状況届を提出しなければなりません。この届は受給者の前年の所得の状況と8月1日時点の児童の養育の状況を確認するためのものです。

届出が遅れると、引き続き受給資格があっても、8月分以降の手当が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

◇再認定届

証書に記載している再診断予定時期以降、引き続き手当を受けようとするときは、再認定届に診断書を添えて提出し、再認定を受ける必要があります。

◇お問い合わせ

住民課 福祉環境係

電話番号 0947-62-3000（代表）